

乾しいたけの放射性物質に係る暫定規制値の見直しを求める意見書

静岡県は、平成23年10月8日に乾しいたけの放射性物質汚染に関する分析を行ったところ、伊豆市の区域内で生産された乾しいたけから暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。

静岡県からは、ただちに乾しいたけの生産流通に携わる関係者に対し、出荷の自粛及び自主回収の要請がされた。

しかしながら、静岡県ホームページでは「今回の放射性セシウムが599ベクレル/kgが検出された乾燥シイタケ10グラムを一年間食べ続けた場合の人体への影響は、胃のX線検診を一回受けた場合の約17分の1です。今回の検出された乾燥シイタケは、既に流通して食していることが考えられますが、通常の調理方法である水に戻した状態のシイタケの検査結果は49ベクレル/kgで、暫定規制値を大きく下回り、健康への影響については心配ありません。」と発表されている。

伊豆市内では零細な生産者が多く既に乾しいたけの出荷自粛や自主回収により甚大な被害を受けている。また、これから本格化する秋の収穫期を控え生産者の心労はますます大きくなっており、速やかに乾しいたけを食する実態に即した暫定規制値への見直しが求められるため、次の事項について要望する。

記

現在、乾しいたけについての放射性セシウムに関する指標は、食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値において、野菜類と同じ500ベクレル/kgが適用され、調理実態に沿わない規制値となっている。

したがって、乾しいたけについては、通常の調理方法である水で戻し実際に食される状態のものを検査対象とするよう規制値の見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月28日

静岡県伊豆市議会

提出先

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

環境大臣・原発事故の収束及び再発防止担当内閣府特命担当大臣

細野 豪志 殿